

3 30万人の雇用創出と労働条件の確立・向上

1. 雇用創出・安定の取り組み

- (1) 雇用対策基金等を活用した行政の雇用対策を追求し、新分野・成長企業・社会的要
求の高い分野での雇用創出を強く働きかけ、雇用の場の確保・安定に繋がるよう対応
を強化します。
- (2) 若年層の雇用環境が悪化していることを強く意識し、新・既規卒業者の採用を中心
に、就職支援、雇用促進に向けた対応の強化を図ります。また、就職に繋がる職業訓
練などの充実に向けた意見反映を行います。
- (3) 2013年からの老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の段階的な引き上げ
を意識し、65歳まで働き続けられる環境整備の充実と、職場の改善に向けた対応を
強化します。
- (4) 経済の悪化から就業環境が悪化しており、セーフティネットの強化、メンタルヘル
ス対策の充実を行政・労働局に求めます。

2. 生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 総労働時間の短縮を図るため、関係法の周知や相談体制の整備に取り組みます。
- (2) 不払い残業の撲滅、有給休暇の取得促進を図るため、職場実態の把握や改善策の充
実に取り組みます。
- (3) 全ての男女労働者に等しく対応できる子育てや介護等を支える社会基盤の確立に向
けた取り組みを連合本部とともに検討していきます。
- (4) 「神奈川における仕事と生活の調和の実現に向けた提言」に示された数値目標の達
成に向けて、行政や経営側と連携し取り組みます。
- (5) ワークライフバランス社会に不可欠である「ディーセントワーク」を追求してい
きます。

3. 労働条件の維持・向上

- (1) 春季生活闘争は、連合本部方針に沿いつつ地方連合としての主体性をもって取り組
みます。また、部門別連絡会の機能と活動をさらに強化していきます。
- (2) 中小賃金実態調査は地域ミニマムの確立に資するよう、調査の実施時期や方法、ま
た調査結果が活用できるフィードバック方法などについて、改善を加えていきます。
- (3) 構成組織の非正規労働者の格差是正については、全組織で取り組めるよう点検と運
動を充実させます。
- (4) 法定最低賃金の引き上げについては、社会のセーフティーネットとして有効に機能
させるために、取り組みを強化します。

①地域別最低賃金

「生活できる地域別最低賃金」として、有効に機能させるよう取り組みを進めると
ともに、中央での「雇用戦略対話」の合意事項である全国平均時給引き上げへの取り

組み方針に向けて、本部に対して意見反映を行います。

②特定最低賃金

基幹産業としての優位性を維持できない状況が発生している中で、基幹労働者の果たすべき役割を堅持する観点から、該当産別内労使のイニシアティブをもって、春闘時における実質賃金・高卒初任給・企業内協定化、協定改定などの絶対水準等を重視し、引き上げに向けた取り組みを強化します。

- (5) 労働安全衛生活動の中核として長い歴史を持つ「労災防止指導員」制度が、事業仕分けの影響で今年度を持って制度廃止となる見込みです。新たに設置される「都道府県労働局安全衛生労使専門家会議」が従来の指導員制度同様に労災防止に資するものとなるよう、労災防止に携わる専門官の増員を求めています。